

## 上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、まちなか居住を推進するため、居住することが可能な空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。
- (2) 家財道具 電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他空き家の中に使用されず放置されたものをいう。
- (3) 空き家マッチング制度 まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。
- (4) 空き家情報バンク 本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成28年5月2日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和4年10月4日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。
- (5) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (6) 補助対象区域 まちなか居住推進地区及び市長が別に定める直江津区内のまちなか居住推進事業モデル地区の区域をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象区域内に空き家を所有し、又は所有を予定していること。
- (2) 市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、空き家の家財道具の処分等について、上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付要綱（平成29年4月1日実施）に基づく補助金の交付を受けた人若しくは受けようとする人又はこれらの人と同居する人は、補助対象者となる

ことができない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 家財道具の処分及び搬出に要する経費
- (2) 前号の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費

2 前項第1号の処分及び搬出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた人及び団体で、本市の区域内に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所。次項において同じ。）を有するものが請け負うものに限る。

3 第1項第2号の屋内清掃は、本市で事業を行う人及び団体で、市の区域内に本社を有するものが請け負うものに限る。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、家財道具の処分及び搬出を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し
- (3) 家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し
- (4) 家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真

(5) 次のいずれかの書類

ア 空き家の所有者 資産証明書その他空き家の所有者が分かる資料

イ 空き家の所有を予定している人又は団体 家財道具の処分に係る当該空き家の所有者の同意している旨を確認することができる書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付

決定

通知  
却下

書（第2号様式）により通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助事業者は、前条の補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）事業内容変更承認申請書（第3号様式）に同条第1項に掲げる書類のうち変更事項に関するもの添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の3月15日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る請求書の写し及び領収書の写し

(2) 家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施した後の状況を撮影した写真  
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当

する様式として使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）の交付を申請します。

|                          |  |   |                |   |
|--------------------------|--|---|----------------|---|
| 実施場所                     | 上越市  |   |                |   |
| 実施内容<br>（□にレ点を記入してください。） | <input type="checkbox"/> 家財道具の（ <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 搬出）<br><input type="checkbox"/> 家財道具の（ <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 搬出）に附帯する屋内清掃                        |   |                |   |
| 事業費                      | 円（消費税を含む。）<br>（うち補助対象経費 円）   |   |                |   |
| 実施予定期間                   | 年 月 日 から 年 月 日 まで  |   |                |   |
| 事業収支                     | 収 入  |   | 支 出            |   |
|                          | 補助金交付額※  | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
|                          | 自己資金   | 円 | /              |   |
|                          |  | 円 |                |   |
|                          | 合 計  | 円 | 合 計            | 円 |
| 添付書類                     | <input type="checkbox"/> 位置図<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真 |   |                |   |

※印欄は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨て）を記入してください。

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、課の職員が次の公簿等を  
閲覧し、又は確認することを承諾します。

- (1) 納税状況
- (2) 市の他の家財道具の処分等の助成制度の活用状況

申請者 \_\_\_\_\_

○上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

第2号様式（第6条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付決定通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で交付申請のあった補助金（空き家の片付け支援）の交付に  
と お り 決 定  
ついて、次の したので通知します。  
理由により申請を却下

|        | 交付決定額   | 円   |
|--------|---------|---|
| 決<br>定 | 交 付 条 件 | 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月<br>日付けによる交付申請書記載のとおりとする。<br>2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。<br>3 上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付<br>要綱に従うこと。 |
| 却<br>下 | 理 由     |   |

第3号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）事業内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|                                   |  |   |                |   |
|-----------------------------------|--|---|----------------|---|
| 実施場所                              | 上越市  |   |                |   |
| 変更内容                              |  |   |                |   |
| 実施内容<br>（変更後）<br>（□にレ点を記入してください。） | <input type="checkbox"/> 家財道具の（ <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 搬出）<br><input type="checkbox"/> 家財道具の（ <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 搬出）に附帯する屋内清掃                        |   |                |   |
| 事業費<br>（変更後）                      | 円（消費税を含む。）<br>（うち補助対象経費 円）   |   |                |   |
| 実施予定期間<br>（変更後）                   | 年 月 日 から 年 月 日 まで  |   |                |   |
| 事業収支<br>（変更後）                     | 収 入  |   | 支 出            |   |
|                                   | 補助金交付額※  | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
|                                   | 自己資金   | 円 |                |   |
|                                   |  | 円 |                |   |
|                                   | 合 計  | 円 | 合 計            | 円 |
| 添付書類<br>（変更事項に関するもの）              | <input type="checkbox"/> 位置図<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真 |   |                |   |

※印欄は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨て）を記入してください。



第4号様式（第8条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|              |   |   |                |   |
|--------------|---|---|----------------|---|
| 実 施 場 所      | 上越市   |   |                |   |
| 事 業 費        | 円（消費税を含む。）<br>（うち補助対象経費 円）  |   |                |   |
| 補助対象事業の完了年月日 | 年 月 日   |   |                |   |
| 事 業 収 支      | 収 入   |   | 支 出            |   |
|              | 交 付 決 定 額   | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
|              | 自 己 資 金   | 円 |                |   |
|              |   | 円 |                |   |
|              | 合 計   | 円 | 合 計            | 円 |
| 添 付 書 類      | <input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る請求書の写し及び領収書の写し<br><input type="checkbox"/> 家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施した後の状況を撮影した写真 |   |                |   |

第5号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）確定通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 確 定 額 | 円 |
|-----------|---|